



富労基発 1125 第2号
令和7年 11月 25日

関 係 各 位

富山労働局労働基準部長



個人事業者等の安全衛生対策の推進に係る「改正労働安全衛生法説明会」
の開催について（周知依頼）

平素より労働基準行政の運営に格別の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が第 217 回国会で成立し、令和7年5月14日に公布されました。改正法では、既存の労働災害防止対策に個人事業者等（中小企業の事業主又は役員を含む。以下同じ。）をも取り込み、労働者のみならず個人事業者等による災害の防止を図るため、個人事業者等が労働者と同じ場所で就業する場合に、個人事業者等自身が講じるべき措置や、当該場合に注文者等が講じるべき措置等が規定され、順次施行が予定されています。

厚生労働省では、改正法の施行に向けて、個人事業者等に係る改正項目を中心に改正法の説明を行う説明会を、全国 13 都市（オンライン併用）で開催することとし、この度厚生労働省HPにリーフレットを含む開催案内が掲載されました。

本説明会には、注文者等に当たる事業者のほか、個人事業者等の方にも御出席いただきたいことから、貴団体におかれまして、リーフレット等を御活用の上、関係者への周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

【開催案内掲載ページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzen/sei03_00004.html

担当:健康安全課 川倉

Tel.076-432-2731